

## 臓器移植の実施状況等に関する報告書の訂正について

令和6年2月22日

厚生労働省健康・生活衛生局  
難病対策課移植医療対策推進室

### 1. 背景

厚生労働省は、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)制定時の参議院「臓器の移植に関する特別委員会」における附帯決議に基づき、眼球(角膜)の提供者数を含む臓器移植の実施状況等について、平成10年6月以降、毎年、参議院厚生労働委員会に報告書を提出しています。

眼球(角膜)の提供者数及び移植実施数については、全国の眼球あっせん機関のとりまとめを行っている公益財団法人日本アイバンク協会(以下、「協会」という。)が、全国の数値を集約し、厚生労働省に報告し、厚生労働省はその数値を用いて、参議院厚生労働委員会に提出する報告書を作成しています。

### 2. 判明に至った経緯

令和6年2月2日、協会から厚生労働省に対して、公益財団法人鹿児島県移植医療アイバンク推進協会から過去に報告のあった平成22年度の眼球(角膜)の提供者数が1名、少なく報告されていた旨の一報があり、協会では、他の眼球あっせん機関も含めた数値の精査を行いました。

今般、協会から厚生労働省に対し、

- ・平成22年度の眼球(角膜)の提供者数1名及び移植実施数2件(上記誤り)
- ・令和2年度の眼球(角膜)の移植実施数2件(協会による集計誤り)

が少なく報告されていたとの報告があり、別添のとおり、過去に提出した報告書に訂正が必要となりました。

### 3. 今後の対応

厚生労働省としては、深くお詫びを申し上げるとともに、別添のとおり、過去の報告書について、謹んで訂正いたします。

また、協会は、再発防止策として、各眼球あっせん機関に対し、

- ・臓器移植の実施状況の報告等の重要性を再認識すること
- ・数値の報告に当たり複数職員による確認を行うこと

について周知徹底を行いました。

厚生労働省としては、今回の数値の誤りを重く受け止め、関係機関とも協力の上、数値の正確な報告を行ってまいります。